

平成 25 年 11 月 22 日

## パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針についての意見

新潟大学 教授 鈴木 正朝

## 1. 趣旨

本立法政策は、わが国の経済成長を実現する次世代産業の創出という視点からデータ産業を支える法的基盤整備を図ること、及び本人のいわゆるプライバシーの権利を保護することを目的とすべきである。

## 2. 方法

- (1) 現行の個人情報保護法を改正すること
- (2) 個人情報保護委員会設置法を立法すること

特定個人情報保護委員会の権限拡大（番号利用法附則 6 条 2 項）により、その組織を引き継ぐ形で実現されるべきである。

## 3. データ産業を支える法的基盤整備～パーソナルデータの利活用の促進

## 3. 1 「第三者提供の制限」（法 23 条）の規制緩和

## (1) 日本版 FTC 3 条件の導入

匿名化措置、暗号化措置（秘密計算等）など一定の技術的措置を安全管理的観点から評価し、一定の条件の下に本人の同意なく当該技術的措置を講じたデータの第三者提供を認めることとすべきである。

第三者提供に際しては、事前の本人同意が原則であるが大量データの利活用にそれを求める場合には、非個人情報化措置を講ずるなどビジネスの有用性が失われるまでデータの加工を余儀なくされるなど事実上その可能性が閉ざされていたという問題があった。

統計データのように利用方法が限定されたものだけでなく、提供されたデータを基に多様なニーズに応えた情報処理が行われ、多様な用途に用いられる可能性を担保することが求められる。

一方、ビジネスの有用性を残しながら一定の技術的措置を講じた場合、再識別化等のリスクが残存するデータの提供を許すこととなり、提供先で発現する本人のプライバシー侵害を防ぐための合理的な条件の設定が課題となる。

そこで、提供元と提供先においては、再識別化等の措置を講じないこととする契約上の義務または取締役規定上の義務を課すことが求められる。さらには透明性の確保の観点からも社会に対して、再識別化等の措置を講じないことを公表することを求めるべきである。

なお、ここで再識別化等とは、法改正により見直される保護の対象となる情報に戻すことをいい、現行法では特定個人の識別性のある状態に戻すことをいう。

また、本人に対してオプトアウトの機会を与える仕組みも検討すべきである。

## **(2) 違反事業者に対する制裁の強化と執行の担保**

### **①立入調査権**

上記の義務違反を取り締まるため、行政調査権の強化は不可欠である。現行法の「報告の聴取」では、個人情報保護委員会が上記の情報処理の事実関係を知ることは極めて困難である。

したがって、立入調査権の付与が必要となる。

なお、現行の主務大臣に立入調査権を与えることは極めて広範かつ過大な権限を与えることとなり、その濫用リスクも高まることから問題が多い。専門の組織である個人情報保護委員会にのみ与えるべきであるし、また、それが専門の第三者機関を創設することの必要性の根拠の一つでもある。

### **\*IT人材の登用と養成～産官学の連携**

立入調査権の実効性は、個人情報保護委員会の担当官のITスキルに依存するところが多い。本委員会の人材のスキル不足、要員不足の問題はすぐに直面する課題であり、産官学の連携した支援体制も検討すべきである（審議会のほかに産官学が連携して研究組織を設置しPIAなどの課題や他国の立法動向を継続的に調査検討していくべきであろう。）

また、本制度を契機にサイバーウォー、テロ対策、サイバー犯罪、IT政策等に精通したIT人材の登用と養成に関する長年の課題の解決に着手すべきである。（霞ヶ関の人事のあり方の見直し）

## ②課徴金

独占禁止法などの先例を踏まえながら、違反事業者に対する課徴金を導入すべきである。

## ③行政調査権の対象情報の定義

行政調査権の対象となる情報は、特定個人の識別性のように外形的かつ形式的な基準をもって定義すべきである。行政庁が外形から即時に判断できるように重要である。

一方、行政処分の対象となる情報は、いわゆるプライバシー権侵害など本人への影響に依拠した実質的な判断基準を採用すべきである。

## ④個人情報マネジメントシステムの導入

上記のデータの提供を受けた事業者は、当該データが再識別化されないよう管理する義務を負い、その情報処理の履歴が追跡できるよう一定の管理体制を構築するものとすべきである。これは事業者の過大な負担とならないよう配慮しながら、調査の証跡となるものを見極める必要もあることから、個人情報保護委員会の規則事項として検討すべきである。

## ⑤取締りの実効性評価

公正取引委員会の談合の取締りと同程度のものを参考に制度設計すべきである。

### 3. 2 越境データ問題の解決

#### (1) 越境データ問題の前提となる国内問題の解決

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等のほか、1700を越える国内の個人情報保護条例上の「個人情報」の定義だけでも国内で統一しておくべきである。

#### (2) 米国、EU等との保護の対象となる情報の範囲、保護水準の整合

他国との保護対象となる情報の範囲及び保護水準の整合を図ることは、国内事業者の国際的なビジネス展開を支援し、国内にデータセンターや研究開発拠

点を維持または誘致していく上での前提となる。

### **(3) 個人の尊重の理念**

日本国憲法13条を根拠とする個人の尊重の理念を個人情報保護法の目的に掲げて、普遍的原理を基礎に米国、EUとの越境データ問題の解決に努めるべきである。

### **(4) 特定の機微な個人情報**

特定の機微な個人情報の概念を導入し、情報の機微性にも配慮した法制にすべきである。(個人の尊重の理念を指導原理とした個別義務規定と情報の機微性にも配慮した法制を有することによって、いわゆるプライバシーの権利に属する情報の保護を実現すべきである。)

### **(5) 請求権**

明確な要件と手続きの下に、裁判上の開示請求権、訂正請求権、消去請求権を認めるべきである。

### **(6) 本人同意原則**

本人の同意の原則とし、オプトアウト手続き等はその例外と位置づける法制にすべきである。

本人の同意を原則としつつも、個人情報の利用、流通を過度に阻害することがないように、必要に応じて、公表、通知、明示などの表示義務を採用すべきである。

### **(7) 第三国への越境移転の制限**

他国から提供された個人データ及び国内個人データが、第三国に移転する場合には、その利用、流通を阻害することがないように配慮しつつ、プライバシーの権利等人権保障の観点から必要が認められれば、その情報移転を制限できるよう情報保護委員会に一定の権限を与えるべきである。

### **(8) 国際的ルールメイキングへの積極的参加**

個人情報保護委員会は、関係省庁と協議しながら、わが国の窓口となって、

OECD、APEC、米国、EU その他の国々との情報交換や意見交換を行い、また意見を述べるなど国際的ルールメイキングの場に積極的に参加し、プライバシーの権利など人権の保障及び、国際的データの円滑な流通促進を図り、ビジネスの法的基盤整備に努めるべきである。

#### 4. 業法等の権限の整理

個人情報情報は金融庁、医療情報は厚生労働省、通信の秘密は総務省など純粋な個人情報としての側面だけではなく他の業法等に関わる総合的・多面的な評価を伴うものは、それぞれの大臣が中心となって個人情報保護委員会と協力しながら適切な行政が行われるべきである。

ただし、その前提となる行政調査は IT 人材を集中させている個人情報保護委員会と調整協力してそのスキルを活用する方向で行われるべきである。

なお、個人情報保護関連規格や民間認証制度などが法制度の運用（調達、入札等）に少なくない影響を与えていることから、この点は個人情報保護委員会を中心に関係省庁との調整を課題とすべきである。

#### 5. 継続的な立法政策の担保

今回の改正で積み残した課題について、また匿名データ等の流通促進策など新たな法政策については、継続的な改善が求められることから、必要な改正案の検討が行われるよう専門の組織である個人情報保護委員会に個人情報保護法の主管を移すべきである。

以上